

# パッケージプラン A 及び委託業務契約確認

上記契約の成立を証するため、下記内容を熟読し、リスク等をよく理解した上で、プラン申込フォームより同意を選択し申し込むものとする。

## 第1条 (コンサルタント業務)

BSNS コンサル (以下「乙」という) は、クライアント様 (以下「甲」という) に対し、甲の発展に寄与するため、副業ビジネス設立等の業務を通じて甲の経営・企画・運営等についてプランを行うサービスを提供するものとする (以下「本件コンサルタント業務」という)。

## 第2条 (報酬)

下記フォームページ記載の「プライスリスト (消費税別)」に準ずる

[プライスリスト | BSNS コンサル \(wixsite.com\)](#)

記帳代行は、月の取引は、100 件までの金額とする。10 件ごとに、1000 円の追加料金が発生。

(確定申告還付等に対する報酬) 還付金額の 30% (消費税別)

乙指定以外での会計処理、及び、事業用と私用の甲の修正依頼により会計処理を変更する場合は、1 件につき、1000 円 (税別) とする。

※金額は、予告なく変更する場合があります。

## 第3条 (実費)

乙が甲に対する本件コンサルタント業務を遂行するために要した交通費 (出張費、宿泊費等を含む)、資料収集及び調査活動に要した費用、通信費は、甲の認める範囲で乙に対し実費としてこれを支払うものとする。詳細は、別途甲乙が協議して定めるものとする。

## 第4条 (機密保持)

乙が本件コンサルタント業務の遂行上知り得た甲の経営内容その他業務に関連する一切の情報につき、乙は、甲が事前に承諾した者以外の第三者に漏洩してはならない。乙がこれに違反した場合、甲は、乙に対しその損害の賠償を請求することができる (上限 10 万円)。

2 前項は、本契約の終了後も効力を有する。

## 第5条 (契約期間)

本契約の期間は、第2条 HP からの申込日から 12 月末日とするが、期間満了の 2 ヶ月前までに、契約を更新しない旨の書面による意思表示が当事者の一方から相手方になされないときは、本契約は、同一条件でさらに 1 年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

## 第6条 (パッケージプラン A 申込条件)

- ① 年収 800 万円以上
- ② 給与所得者

- ③ 個人事業ビジネスを弊社に依頼できる方  
(事業内容は既に弊社で準備したものでスタート) 相談可
- ④ 申込から1か月以内に手続きをすべて完了できる方
- ⑤ 1か月間の取引件数100件以内(クレジットカード明細、銀行明細及び売上明細等、10件ごとに1000円の追加料金が発生)
- ⑥ 必ず事業は運営して、業務拡大のための行為は継続できる方
- ⑦ 従業員は、本人一人のみ(アルバイト等の雇用はなし)

#### 第7条 (注意事項)

- ① 税務調査が入った場合、追徴課税されるケースがあります(全額甲負担)。
- ② 個人ビジネスで赤字の場合、所得が減りますので、住宅ローン金額等が希望に達しない場合があります。
- ③ 先行投資での赤字、売上不振の場合、所得税、消費税の還付が発生する場合があります。
- ④ 現在お勤めされている会社の就業規則をよく確認し、副業、協業禁止に抵触していないかよくご確認ください。それによる、お勤め先からの損害賠償や解雇につきましては、乙は一切の責任を持たないものとする。
- ⑤ 個人ビジネス専用銀行口座とクレジットカードを作成しますが、必ず事業目的のみでご利用ください。事業とは全く関係のない支出は、費用として認められませんので、ご注意ください(経理処理時には、個人ビジネスのために作成された口座、カード明細を100%事業用とみなして、会計処理致します)
- ⑥ 事業の経費であっても、指定した事業用の銀行口座、クレジットカード、ショッピングサイトでの会計処理のみとなりますので、ご注意ください。

#### 第8条 (責任区分)

- ① 財務諸表作成において、担当者は誠意をもって、会計処理を行いますが、処理を間違えてしまう場合があります、その場合でも乙の責任とはなりません(誠意をもって、修正は致します) のでご注意ください。
- ② 税務調査等において、追徴課税された場合は、甲の全額負担とする。
- ③ マイナンバー、各種身分証明等に関しては、甲の善管注意とするが万が一何らかの理由で、甲に損害が発生した場合でも乙に損害賠償を請求しないものとする。

BSNS コンサル

ご不明な点はLINE 友達追加よりお願い致します

2021・1・20